

国際会計基準審議会御中

2006年11月10日

## IFRIC 解釈指針案ニア・ファイナル・ドラフト「サービス・コンセッション」に対するコメント

IFRIC 解釈指針案ニア・ファイナル・ドラフト「サービス・コンセッション」（以下、本解釈指針案）に関する公聴会に招待いただき感謝する。残念ながら都合がつかず、欠席させていただくが、代わりに書面にてコメント申し上げる。

ここに記載されている見解は、企業会計基準委員会（ASBJ）の中に設けられた国際対応専門委員会によるものである。

本解釈指針案は、営業者の受け取る権利が、金融資産と無形資産のいずれに該当するかという観点から会計処理モデルの選択を問題としている。我々は、営業者の受け取る権利が、無形資産の場合、建設サービスの提供と引き換えに無形資産を調達した段階で収益認識することに同意しない。

なぜならば、以下に述べる理由から資産取得時にその資産から期待される将来キャッシュフローが、今後の営業者の努力に依存している限り、収益認識を行うべきではないと考えるからである。

本解釈指針の例2では、営業者がインフラである道路をCU1,034で建設し、その公正価値がCU1,084、コンセッション期間中を通じた本件取引による現金流入総額がCU1,600である例が説明されている。この例に基づいて同意しない理由を以下で述べる。

- 取引の全期間を通じての収入総額は現金流入総額に一致すべきもの考えるが、営業者は、一連の取引を通じて、現金流入総額(CU1,600)を遥かに超える収益総額(CU2,650)を計上しており、明らかに収益が過大に計上されている。無形資産の公正価値(CU1,084)は、本来、その資産(営業権)から生み出されると期待される将来キャッシュ・フロー(道路営業によるキャッシュフローであるCU1,600に相当する額の見込額)の現在価値である。従って、無形資産を利用した道路営業から「期待される」将来キャッシュフローの現在価値と道路営業を通じて「現実に」稼得したキャッシュフローとは、ともに道路営業という同一の収益源泉に基づいているにもかかわらず、「期待」の段階と「現実」となった段階とで、二重に計上されているためである。
- 本解釈指針が収益の二重計上を認めているのは、無形資産(営業権)を調達するための道路の建設取引と、調達した無形資産(営業権)を利用した道路営業取引とを2つの独立した投資プロジェクト(会計処理単位)と見ているためである(BC34)。しかし、事業投資の目的は、当該事業に拘束されない独立の資産(キャッシュ：ここでは狭義のキャッシュのほかに、追加的な営業努力なしに、市場で自由にキャッシュに転換が

可能な金融資産を含む)を獲得することである。そのように将来のキャッシュの獲得を期待して、手許のキャッシュを投下してからキャッシュを回収するまでを1つの投資プロジェクト(会計処理単位)と見るべきである。

この点、本解釈指針では、道路建設の対価として無形資産(営業権)を調達する取引を事業目的に拘束されない現金を獲得する取引と同視して、収益の認識を求めている。そもそもサービス・コンセッションは、譲与者が公共サービス提供としての営業者の適正を判断して個別に行う取引であり、営業者に付与された無形資産(営業権)には市場流通性がないのが通常である。したがって営業者が投資の目的であるキャッシュ獲得のための道路営業を行うために必要な事業用資産としての無形資産(営業権)を調達しても、それを本来の投資の目的であるキャッシュの獲得に結びつけるためには、営業権そのものを市場で売却することはできず、自ら営業権を利用してその後何十年にもわたって道路営業を行うほか方法はない。従って、事業用資産(その後の営業に拘束されている営業権)の調達自体を独立の投資プロジェクトとみて投資の成果である収益の認識を行うことは適切ではない。この場合には、道路営業によるキャッシュの回収を期待した(道路建設という形での)手許のキャッシュの投下から、そもそも投資の目的であった道路営業による将来のキャッシュの回収までを一つの投資プロジェクトの単位とみて、道路営業によるキャッシュの回収によりはじめて収益を認識すべきである。

- さらに、例2において、建設サービスの公正価値は建設原価をマークアップして算定されている。これは、市場価額1100の機械装置を1000で仕入れた場合に100の収益を認識することと同様であるが、果たして現行基準でこのような場合に利益を認識しているのだろうか。
- このように、本解釈指針における提案は、現行の収益認識の基準を大きく変更する内容となっているが、収益認識のあり方については、現在、IASBとFASBの共同プロジェクトにおいて、検討が行われているところであり、その結論を待たずに、現行の収益認識のあり方に変更を加えることは好ましくないと考える。

営業者の建設に関する支出は、道路営業のための無形資産(営業権)を調達するためのものであり、IAS第38号に従って取得原価を累積していると考えられるべきである。この場合、その無形資産を利用した事業活動により、事業目的に拘束されないキャッシュを獲得したときにはじめて収益を認識すべきである。我々は、例2の例では、無形資産は支出額のCU1,034で計上された後、コンセッション期間にわたり償却され、収益は現金流入総額と同額のCU1,600のみが計上されるように会計処理すべきだと考える。

我々のコメントがIASBでの議論に貢献することを希望する。

西川 郁生

国際対応専門委員会 専門委員長

企業会計基準委員会 副委員長